

## テレビ共同受信施設組合に関する資料

### 1 テレビ共同受信施設について

テレビ共同受信施設とは、

集合住宅内や放送の難視聴解消を目的として、受信環境の良い場所に設置したアンテナで受信したテレビ放送電波を複数の世帯に分配（再放送）し、共同で視聴する施設のこと。

例えば、

- ・山間地等の地形的な理由でテレビの電波が見えづらいために設置された「辺地共聴施設」
- ・建造物（ビル、送電線、高架橋）や航空機等の影響によってテレビが見えづらくなったために設置された「都市受信障害対策施設」
- ・ビルやマンション・アパート等の中で、テレビを視聴するために設置された「棟内共聴設備」

などがあります。



また、辺地共聴施設には、管理運営形態の違いにより

- ・NHK共聴施設 日本放送協会と地元視聴者が共同で設置し運用する共聴施設
- ・自主共聴施設 地元視聴者が設置し運用する共聴施設

の種類があります。

### 2 NHK共聴施設について

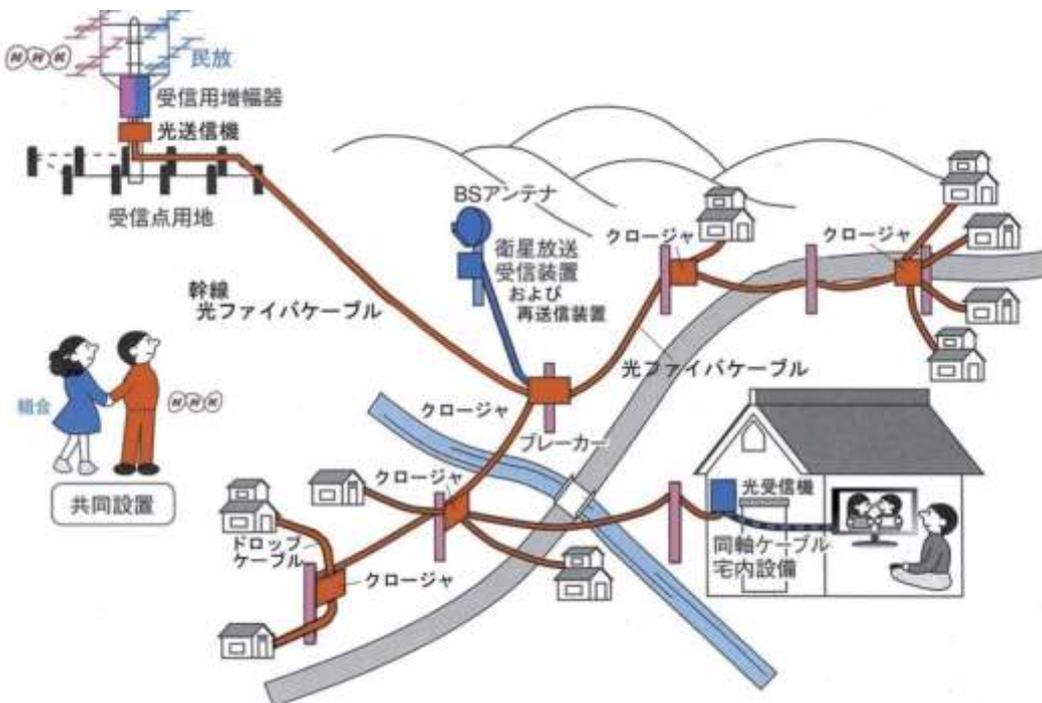
NHKの地上テレビジョン放送の難視聴を解消するために、地元住民で構成する施設組合とNHKが共同で設置し、運営しています。

共同での設置・運営にあたり、施設組合とNHKで「覚書」や「確認書」を取り交わしており、これらに基づき施設が運営され、施設の故障を修理する場合や改修する場合などの役割分担と経費負担などが決められています。

なお、NHKは、過去に共同設置した共聴施設以外はエリア拡大も含め新たに設置をしません。

(1) 施設の構成と費用負担

施設の構成



受信点設備：受信アンテナから光送信機までの設備

光幹線設備：光送信機から光受信機の入力までの設備

引込線設備：光受信機などの設備

宅内設備：光受信機の出力端からテレビ受信機までの設備

(2) 経費の分担（所有区分）

項目			分担	
			NHK	組合
故障修理	受信点設備	NHK受信部分	○	
		民放・衛星放送受信部分		○
	幹線設備		○	
	引込線設備			○
点検	幹線路老朽度点検	保守業者による点検	○	
	日常点検	外見上の点検		○
電気料・土地借用料など				○

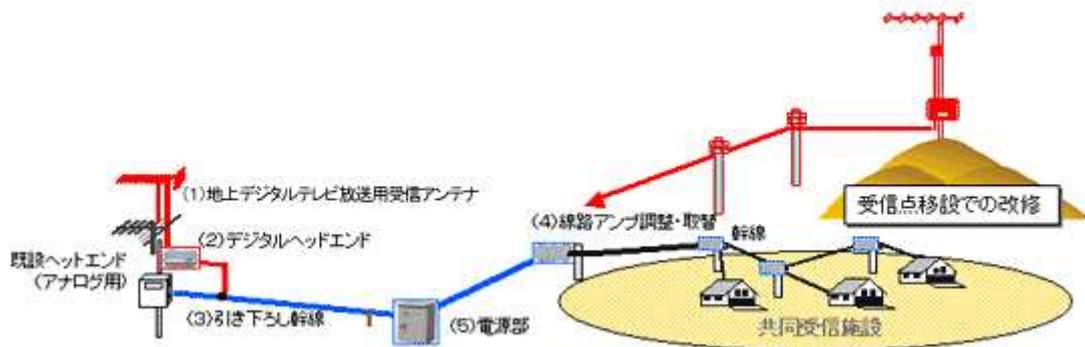
### 3 自主共聴施設について

地上テレビジョン放送の難視聴を解消するために、地元住民で構成する施設組合が設置し、運営・管理を行っています。

地上デジタル放送への移行時には、地上デジタル放送を受信するために共聴施設を改修、新設等を行う者に対して、国（総務省）が整備費用の一部を補助する制度がありました。

補助率 既存共聴施設を改修する場合 : 1 / 2

新たな難視地区において共聴施設を新設する場合 : 2 / 3



### 4 石巻市における共聴施設の現状

#### (1) 共聴施設（組合）数

NHK共聴	68施設
自主共聴	34施設
計	102施設

自主共聴のうち、地上デジタル化に伴う新たな難視地区での新設は19施設

地区別	河北：8施設
	河南：7施設
	北上：4施設

※ビル影共聴、棟内共聴については把握していません。

#### (2) 共聴施設の維持費

主な日常の経費としては、

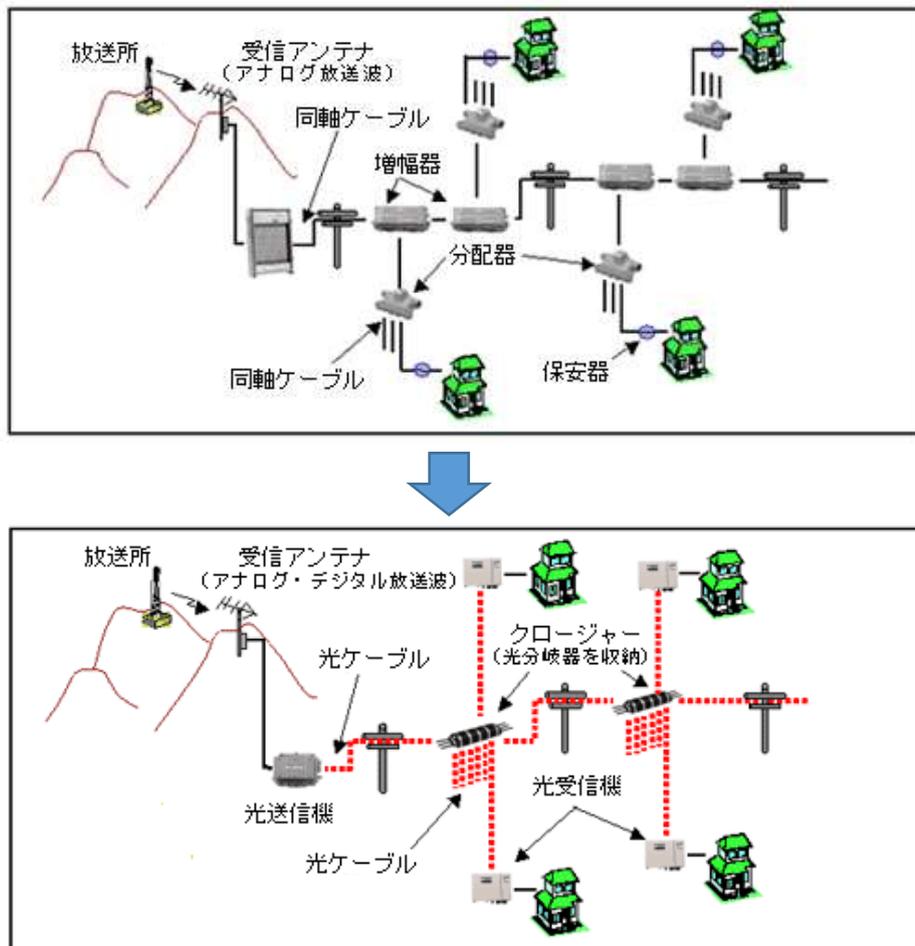
- ・故障修繕費（機器等の故障修繕費、道路改良等に伴う支障移転費など）
- ・施設運営費（電気料、保守点検費、保険料など）
- ・組合運営費（総会費、通信費など）

があります。

その他、施設を良好に維持していくため、計画的に更新または、補修をしていかなければなりません。施設の更新には、新設と同程度の経費がかかります。したがって、日常の必要経費（故障修理費、電気料など）のほかに、更新経費を見込んだ適正な維持費を徴収し、積み立てておく必要があります。

## 5 光化改修事業

近年、同軸ケーブルをはじめ増幅器などの補修用機器について、メーカーが生産縮小や中止を行ってきており、調達はますます困難になると予想され、ケーブルを同軸ケーブルから光ファイバーへ更新する改修が行われています。



NHK共聴組合においては、NHKの施設更新計画や予算に合わせた計画的な積み立てが行われており、NHKが進めている光化事業では、幹線部分はNHKが整備することから負担は抑えられ、1世帯あたり30,000円～70,000円程度の負担が見込まれています。

一方、自主共聴組合においては、幹線部分を含めた整備費となるため、整備費は1世帯当たり200,000円程度と高額になり、計画的に積み立てを行っている組合であっても、施設更新に必要とされる額に達するのは困難な状況と思われます。

### ○光化改修実施済共聴施設（組合）数

NHK共聴	34施設
自主共聴	3施設
計	37施設